

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会PR映像・ポスター作成業務仕様書

1 業務の目的

今年開催の「第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）」及び「第20回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）」（以下、「国体等」という。）に向け、国体等の観戦促進や開催気運の醸成、情報発信を行うため、PR映像及びポスターの作成を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和2年7月31日まで

3 業務委託の内容

国体等を市民等へ効果的に周知広報するため、PR映像とポスターを作成する。

(1) 共通事項

- ア PR映像とポスターのイメージは統一すること。
- イ 映像とポスターは、国体等に出場する選手の視点と国体等を応援する市民の目線の双方を意識した内容とすること。
- ウ 特定の一部の世代へのPR効果に特化せず、幅広い世代が両大会についての関心を高め、観戦の促進が図られるような内容とすること。
- エ 映像、ポスターともロゴやデザイン、映像等において本市らしさを表した内容とすること。
- オ 作成した映像及びポスターについて、広く周知が図られるよう広報媒体の活用等を行うこと。
- カ 受託者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議のうえ、ポスター及び映像の出演者、協力者等に関する交渉を行い、必要に応じて委託料の範囲で謝礼等を支払うこと。
- キ 受託者は、出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に係る調整を行い、配信しようとする媒体や実行委員会ホームページ、SNS（YouTubeを含む。）などの媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払うこと。
- ク 映像制作及びデザインにおいては、かごしま国体・かごしま大会マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」とそれぞれのキャラクターを使用しないこと。

(2) PR映像

- ア PR動画は、30秒と、15秒の2種類を作成すること。なお、両者で共通する素材の使用や、映像の内容・イメージの統一も可能とする。また、15秒の動画は30秒の動画を編集したものでも構わない。
- イ PR映像の規格については、SNSや動画投稿サイト等によるインターネット上での配布や公共施設のデジタルサイネージ、スポーツイベントでの大画面での放映などの分野での放映に配慮されたものとする。
- ウ PR映像の制作に係る一切の経費は委託料に含むものとする。
- エ PR映像は、次の(ア)、(イ)の情報を含むものとする。

(7) 国体等の会期（本市開催の国体会期前実施競技を含む）

(イ) 両大会ロゴマーク及び本市実行委員会ロゴマーク、鹿児島市シティプロモーションシンボルマーク（マグマシティ）

オ 制作段階においては、編集の異なる複数案を提示し、実行委員会の確認を受けること。その際には、使用する音楽についても複数案を提示すること。

カ 納品 ・ 期日 令和2年6月19日（金）

・ 場所 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会事務局
（鹿児島市国体総務課）

(3) ポスター

ア 規格等

(7) 形状 B1判（タテ）片面、B2判（タテ）片面

(イ) デザイン

実行委員会が提供する素材（ロゴデザイン）及び企画提案者の所有する写真素材等を活用し、国体等の本市開催をPRするとともに、国体等の魅力を市民及び来訪者に発信し、両大会の開催気運の醸成を図るデザインとすること。

(ウ) 色 4色カラー

(エ) 紙質 アート紙135kgを標準とするが、受注者においてその他最適と考える用紙があれば事務局との協議の上変更することがある。

イ 記載事項

(7) 国体等の会期

(イ) 問い合わせ先 ・ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会
（鹿児島市観光交流局国体推進部国体総務課内）

・ TEL 099-808-2478

・ URL <https://kagoshimacity-kokutai.jp/>

・ 市実行委員会QRコード

(ウ) ロゴ等

・ 実行委員会のロゴマーク

・ 両大会のロゴマーク

・ 鹿児島市シティプロモーションシンボルマーク（マグマシティ）

(エ) その他、効果的なコピー等を入れること。

ウ デザイン上の留意点

市実行委員会では、広報物等のデザインに際しロイヤルブルーと赤色（国体ロゴの炬火色）を主に使用していることから、今回の提案においても配慮すること。

エ 校正 3回予定（文字校正2回、色校正1回）

オ 納品 ・ 期日 令和2年6月11日（木）

・ 場所 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会事務局
（鹿児島市観光交流局国体推進部国体総務課内）

4 成果品

(1) 成果品は次のものを予定している。

ア 共通

業務実施報告書 2部

イ 映像

(ア) 制作した映像の電子データ

(イ) PR映像を収録したDVD バージョンごとに10部

(ウ) その他本業務に必要なものとして作成したもの 2部

(エ) アからエまでのデータを格納した電子媒体 2部

(注) (イ)については、DVDプレーヤーで視聴できる映像形式とすること。

ウ ポスター

(ア) B1判 400枚

(イ) B2判 8,000枚

(2) 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときは速やかに所定の成果品を実行委員会へ提出し、検査を受けなければならない。また、受託者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに実行委員会へ提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても実行委員会と協議のうえ、受託者の負担において速やかに訂正し、実行委員会へ再提出しなければならない。

5 業務遂行に関する協議等

(1) 業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後10日以内に速やかに業務計画書を実行委員会に提出し、承諾を得ること。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した専門家等、適切かつ十分な人材を配置すること。

(3) 秘密の保持

受託者（受託者が雇用した者も含む）は、委託業務の遂行上知り得た一切の事項について、業務中はもとより業務完了後もこれを第三者に漏えいしてはならない。

(4) 業務の報告

受託者は、業務の遂行について随時、経過報告を実行委員会へ行い、実行委員会との密接な連携に努め、その指示に従うものとする。

(5) 業務の再委託

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ実行委員会の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を実行委員会へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受託者は、貸与された資料等について業務の完了後速やかに実行委員会へ返還しなければならない。

7 成果品の帰属

本委託契約の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）等は、原則として実行委員会に帰属するものとする。